

諮問番号：諮問第 202 号

答申番号：答申第 202 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県田川児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に対して行った福岡県療育手帳交付要綱（昭和 49 年 2 月 1 日施行。以下「交付要綱」という。）第 9 条の規定に基づく療育手帳書換え処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

処分庁に申請した療育手帳再判定について、B 2 より非該当に変更になったが、次のとおり非該当決定処分は認めることができない。

ア H25 年療育手帳取得時より、発達検査の結果が著しく伸びていないこと

イ 関心の強い物への衝動性は現在に至っても抑えられないこと

(ア) ゲームがオンラインで繋がることを理解すると、アプリを多数ダウンロードやゲームを購入し無断で会員登録を行っていた。

(イ) 予期予測が苦手な為、経験のないものへ躊躇なく手をだしやすい。

(ウ) スマートフォンを利用する際、注意事項等を全く読まないで端末にウイルスが侵入し、電話会社より 4 万円を請求された。

(エ) 大きなトラブルを起こす頻度は少ないが、興味が強いものがあるとネット利用に際しての注意点について知っていても、欲求を抑えられない。

ウ 読解力、コミュニケーション能力の低さ

(ア) 一般的な成長発達の子と比較して言語能力が低いため、学校でクラスメートと口論になっても自分自身の気持ちや行動理由をうまく説明出来ず、誤解される。

(イ) 理解できない説明事項等の内容を読まず、無料の出会い系アプリをインストール

ルし、悪気なく友人のスマートフォンにも同じアプリをインストールする。知らない人とチャットで繋がることを知らず、周囲から指摘されるまで気付かない。また怒られると思いやってないと嘘をつく。

(ウ) 周囲の空気を読めず、相手の気分を害す言葉を発することがある。

(エ) 学校の授業以外で配布されるプリントへ目を通すことがないので内容を全く把握しない。

以上のことから、努力ではどうにもならない未熟な発達部分が存在しており、人間関係のトラブルや金銭トラブルは今後も続く可能性が高いと考える。

中学生になり、世界が広がっていくこの時期に、自分自身の特性を説明出来ない状態で今療育手帳を無くしてしまうのは、そういったトラブルを余計に増やすのではないかな。

また、これから自分に出来ること出来ないことを理解し、進むべき方向を決めていかねばならない。長く手帳を持っていたので、特別支援学校への進学も視野に入れて親子で努力を続けてきた。

しかし、この時期に手帳をなくすことは、特別支援学校への進学はできても進路については不安定で、努力では解決しない特性をもつ子の狭い進路選択肢を減らしてしまうことを理解していただきたい。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求に係る療育手帳の再判定及び本件処分は、交付要綱、福岡県児童相談所療育手帳判定実施要領（平成30年3月9日施行。以下「実施要領」という。）及び福岡県児童相談所療育手帳判定について（申合せ）（平成30年3月9日施行。以下「申合せ」という。）並びに田中ビネー知能検査Ⅴ実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、不合理な点は見当たらない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人の配偶者（本件児童の母）の申請に基づき本件児童の再判定（交付後の障がい程度の確認。（以下「本件再判定」という。))を行い、本件処分により本件児童の障がいの程度をCとしたことに違法又は不当な点はない

いかということにある。

障がいの程度の判定基準については、交付要綱別紙で定められており、判定の手法等については、実施要領及び申合せで定められている。これらは、療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）及び療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）を踏まえて定められたものであり、その内容について、不合理と目すべきところは見当たらない。

本件再判定に当たっては、福岡県田川児童相談所の心理判定員が本件児童に対して面接判定により「田中ビネー知能検査 V」を実施したところ、知能指数が 86 であるとしている。この数値は、田中ビネー知能検査 V 実施マニュアルに基づいて実施された検査により得られた結果を基に、田中ビネー知能検査 V 採点マニュアルに沿って適正に算出されたものと認められる。

本件における障がいの程度の判定基準によれば、重度「A」と判断されるためには、18 歳未満の者については、重度障害児支援加算費について（平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「重度障害児支援加算費実施要綱」の 2 の (1) 又は (2) に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもものと認められる必要がある。

本件児童の知能指数は 86 とされており、重度障害児支援加算費実施要綱の 2 の (1) で定められた「おおむね 35 以下」を大きく超えていることから、本件児童の障がいの程度は重度「A」に該当するものとは認められない。

また、その他「B」は、知能指数がおおむね 75 以下であることが要件とされており、おおむね 75 とは、IQ 80 以下とし、検査の結果や生育状況、現在の適応状況等を総合的に判断して決定するとされているところ、本件児童の知能指数（IQ）は 86 とされていることから、その他「B」に該当するものとも認められない。

したがって、本件児童の障がいの程度は、重度「A」、その他「B」のいずれにも該当しないため、非該当「C」と認められる。

以上のとおり、本件再判定及び本件処分は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに田中ビネー知能検査 V 実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわない点や、不合理と目すべきところは見当たらない。

したがって、処分庁が、交付済みの手帳の判定記録欄に本件再判定の結果である C を

記入して返付した本件処分を行ったことは相当であり、このことに違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 3 月 27 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 6 月 8 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

本件再判定及び本件処分は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに田中ビネー知能検査 V 実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものであり、処分庁が、本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委 員 小 原 清 信

委 員 内 田 敬 子

委 員 谷 本 拓 也